

長岡市公告第195号

長岡市役所大手通庁舎、三島支所庁舎及び山古志支所庁舎自動販売機設置事業者の募集について（公告）

長岡市財務規則（平成3年長岡市規則第15号）第142条の規定に基づき、別紙のとおり長岡市役所大手通庁舎、三島支所庁舎及び山古志支所庁舎に自動販売機を設置する事業者を、競争入札により決定することを公告します。

令和8年8月3日

長岡市長 磯田達伸

長岡市役所大手通庁舎、三島支所庁舎及び山古志支所庁舎
自動販売機設置事業者募集要項

令和8年7月

長岡市財産管理部庁舎管理課

長岡市役所大手通庁舎、三島支所庁舎及び山古志支所庁舎 自動販売機設置事業者募集要項

この公募は、一般競争入札方式により、自動販売機を設置する事業者を決定するものです。

公募に参加される方は、次の各事項を御承知のうえ、お申し込みください。

1 自動販売機設置方法

長岡市財務規則（平成3年規則第15号）第209条及び第214条から第218条までの規定に基づく行政財産の貸付（以下「貸付」とします。）により、自動販売機を設置するものです。

2 貸付物件（位置については、別紙のとおり。）

物件番号	施設名	所在地 設置場所	貸付寸法 (幅×奥行き)	自動販売機 販売品目 (指定品目)	備考
①	大手通 庁舎	長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト3階 (「自動販売機設置位置図」参照)	1.92㎡ (1.75m×1.10m)	清涼飲料水 (缶、ビン、ペットボトル)	2台分募集 します。
②	三島 支所 庁舎	長岡市上岩井1261番地1 長岡市三島支所庁舎1階 (「自動販売機設置位置図」参照)	1.68㎡ (1.08m×1.56m)	清涼飲料水 (缶、ビン、ペットボトル)	
③	山古志 支所 庁舎	長岡市山古志竹沢乙461番地 長岡市山古志支所庁舎地下1階 (「自動販売機設置位置図」参照)	1.71㎡ (1.90m×0.90m)	清涼飲料水 (缶、ビン、ペットボトル)	

※ 貸付寸法には、回収ボックス、電源接続部分及び放熱スペースを含みます。

※ 自動販売機、回収ボックス以外の設置物は、認めません。

※ 設置する自動販売機は、新品・未使用品とします。

※ 自動販売機の機種によっては、電源コードがコンセントの位置に届かない等の支障がある場合も考えられるため、必ず入札（応募）前に設置場所を確認してください。

3 契約上の条件等

(1) 貸付期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日までの3年間

ただし、協議の上、貸付期間終了後の最初の2年間に限り更新を認めることがあります。（貸付料率は、変更しません。）

(2) 貸付料等

ア 貸付料（月額）

自動販売機に係わる毎月の売上金額に貸付料率を乗じて得た額（円未満切り捨て）と貸付面積に対する当該年度の市有財産評価額に5/100を乗じ、月割りした額（円未満切り上げ）を足した額とし、消費税及び地方消費税を別途加算します（円未満切り捨て）。

$$\text{市有財産評価額} \times 5/100 \times \text{貸付面積/総面積(㎡)} \div 12\text{か月} = \text{①}$$

$$\text{当月売上金額} \times \text{貸付料率(\%)} + \text{①} = \text{当月貸付料}$$

※①は円未満を切り上げます。

※当月貸付料には別途消費税及び地方消費税を加算します。（円未満切り捨て）

イ 電気料

使用実績に基づき、毎月算出します。

(3) 支払いの方法

長岡市が毎月発行する納入通知書により、指定する期日までに支払うものとします。

(4) 自動販売機の設置について

設置に当たっては、耐震対策（「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付規準」（耐震化技術研究会策定）を遵守した転倒防止装置の設置等）を行ってください。

施工方法については、施工計画書を任意の書式により作成し、入札申込み時に提出してください。

(5) 維持管理

ア 商品補充や金銭管理等の自動販売機の維持管理は、設置者の責任において行ってください。

イ 販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを、原則として自動販売機横に設置し、適切に回収及びリサイクルしてください。

ウ 賞味期限に注意する等、販売品の衛生管理を徹底してください。

エ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置者の責任において対応していただきます。また、自動販売機に、故障時等の連絡先を明記してください。

4 禁止事項

(1) 貸付物件を、指定用途以外の用途で使用することは、できません。

(2) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることは、できません。

(3) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することは、できません。

(4) 酒類の販売を行うことは、できません。

※ なお、落札者が、維持管理について第三者に委託すること及び自動販売機自体をリース等により設置することは、禁止しません。

5 入札参加資格の要件

(1) 次の要件をすべて満たす法人又は個人が、入札に参加することができます。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者

イ 市税を滞納していない者

ウ 3年間以上の自動販売機設置運営事業の実績を有し、現在も継続していること。

エ 法令等の規定により、販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者

カ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又はその団体に属さない者

- キ 市内に本支店又は営業所等の営業拠点を有する法人又は市内在住の個人
- (2) 前項目をすべて満たした場合でも、次の要件に該当する者は、入札に参加できません。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
- イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- ウ 暴力団員であると認められる者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所を代表する使用人を含む。次号において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
- キ 法人であって、その役員がウからオまでのいずれかに該当する者であるもの
- ※ 落札者が、以上の要件を満たしていないことが判明した場合、直ちに貸付契約を解除します。すでに支払われた貸付料は、返還しません。

6 入札の申込手続き

- (1) 申込受付期間
令和8年8月3日（月曜日）から令和8年8月21日（金曜日）までの間
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土・日曜日及び祝日を除く。
- (2) 申込受付場所
長岡市大手通2丁目6番地
フェニックス大手イースト6階 長岡市財産管理部庁舎管理課
- (3) 申込方法
受付期間内に申込受付場所へ必要書類を持参してください。
なお、郵送、電話、ファクシミリ及び電子メールによる受付は、行いません。
- (4) 申込必要書類（各1部）
- ア 入札参加申込書（様式1）
- イ 証明書類（発行後3か月以内のもの）
【法人の場合】現在事項全部証明書の写し
【個人の場合】住民票の写し
- ウ 市税の未納がないことの証明書
- エ 誓約書（様式2）（過去2年以内に市に提出したことがある場合は、不要です。）
- オ 飲料自動販売機の運営実績表（様式3）
- カ 耐震対策施工計画書（書式は、任意による。）
- (5) その他
- ア 提出された申込書類は、返却しません。
- イ 提出書類は、入札参加者の選定及び貸付事務のみに使用し、その他の目的には使

用しません。ただし、参加資格確認のため、警察当局に情報提供する場合があります。

ウ 貸付物件の現場確認は、6(1)の申込受付期間内のみ可能です。その場合は、事前に庁舎管理課（直通 0258-39-2375）まで御連絡ください。

エ 入札参加申込みの取下げは、申込期間内に限り、入札参加申込取下書（様式6）を提出してください。

7 入札の手続き等

(1) 入札の日時及び場所

日時 令和8年8月25日（火曜日） 午前10時00分から

場所 フェニックス大手イースト6階コラボレーションルーム
（長岡市大手通2丁目6番地）

※ 入札開始時刻に遅れた場合は、入札に参加できません。

(2) 入札時に持参する書類

ア 入札書

イ 委任状（代理人の方が入札される場合）

(3) 入札の方法

ア 入札書（様式4）に、貸付料率をパーセントで記載してください。なお、貸付料率は、売上見込額に対する希望借受額（消費税相当額は含みません。）の割合です。

イ 入札書は、当日、持参してください。郵送による入札は、受け付けません。

ウ 代理人の方が入札される場合は、委任状（様式5）を提出し、委任を受けた方の名前で入札してください。

エ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回はできませんので、十分御注意ください。

オ 入札会場への入室は、各社（者）1名とさせていただきます。

(4) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札に参加する資格のない者の入札

イ 入札に関し、不正行為があった場合の入札

ウ その他指定した以外の方法により入札した場合

(5) 落札者の決定

ア 有効な入札を行った者のうち、最高の割合の貸付料率をもって入札した者を落札者とします。

イ 最高の割合の貸付料率を入札した者が2者以上あったときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。

ウ 入札結果の公表

開札の結果、落札者があるときはその者の名称及び貸付料率の割合を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。

エ 特例（大手通庁舎に係る落札者及び設置場所の決定）

前記ア及びイの規定にかかわらず、大手通庁舎に係る入札については、貸付料率の割合が高い者から上位2者を落札者とします。

また、設置場所については、貸付料率の割合が高い者から順に選択するものとします。

なお、同率により順位が定まらない場合は、当該者間にくじにより順位を決定するものとします。

オ 入札の実施方法等

入札は物件番号①、②、③の順に実施するものとします。

また、入札は各貸付物件ごとに行うものとし、同一の者が複数の物件について入札し、落札者となることができます。

この場合においても、既に落札したことを理由として、その後の入札参加を妨げません。

8 建物賃貸借契約の締結

落札者は、令和8年9月1日（火曜日）までに契約を締結していただきます。

期間内に契約を締結しないときは、落札は無効となります。

9 自動販売機設置時期

落札者は、契約締結後、長岡市と協議の上、令和8年10月1日（木曜日）までに、自動販売機の設置を完了してください。

10 契約者遵守事項

契約者は、契約内容及び本要項のほか、「長岡市役所大手通庁舎、三島支所庁舎及び山古志支所庁舎 自動販売機設置仕様書」をすべて遵守していただきます。

長岡市役所大手通庁舎、三島支所庁舎及び山古志支所庁舎 自動販売機設置仕様書

1 貸付物件及び貸付条件

物件 番号	施設名	所在地 設置場所	貸付寸法 (幅×奥行き)	自動販売機 販売品目 (指定品目)	備考
①	大手通 庁舎	長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト3階 (「自動販売機設置位置図」参照)	1.92㎡ (1.75m×1.10m)	清涼飲料水 (缶、ビン、ペットボトル)	2台分募 集します。
②	三島 支所 庁舎	長岡市上岩井1261番地1 長岡市三島支所庁舎1階 (「自動販売機設置位置図」参照)	1.68㎡ (1.08m×1.56m)	清涼飲料水 (缶、ビン、ペットボトル)	
③	山古志 支所 庁舎	長岡市山古志竹沢乙461番地 長岡市山古志支所庁舎地下1階 (「自動販売機設置位置図」参照)	1.71㎡ (1.90m×0.90m)	清涼飲料水 (缶、ビン、ペットボトル)	

- ※ 貸付寸法には、回収ボックス、電源接続部分及び放熱スペースを含みます。
- ※ 自動販売機、回収ボックス以外の設置物は、認めません。
- ※ 設置する自動販売機は、新品・未使用品とします。
- ※ 自動販売機の機種によっては、電源コードがコンセントの位置に届かない等の支障がある場合も考えられるため、必ず入札（応募）前に設置場所を確認してください。

2 貸付期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日までの3年間

ただし、協議の上、貸付期間終了後の最初の2年間に限り更新を認めることがある。（貸付料率は、変更しません。）

3 貸付料等

(1) 貸付（月額）料

自動販売機に係る毎月の売上金額に貸付料率を乗じて得た額（円未満切り捨て）と、貸付面積に対する当該年度の市有財産評価額に5／100を乗じ、月割りした額（円未満切り上げ）を足した額とし、消費税及び地方消費税を、別途加算する（円未満切り捨て）。

$$\text{市有財産評価額} \times 5/100 \times \text{貸付面積/総面積(㎡)} \div 12\text{か月} = \text{①}$$

$$\text{当月売上金額} \times \text{貸付料率(\%)} + \text{①} = \text{当月貸付料}$$

※①は円未満を切り上げます。

※当月貸付料には別途消費税及び地方消費税を加算します。（円未満切り捨て）

(2) 電気料

使用実績に基づき、毎月算出します。

(3) 支払いの方法

長岡市が毎月発行する納入通知書により、指定する期日までに支払うものとする。

(4) 借受人負担事項

- ア 自動販売機の設置撤去及び契約解除時における原状回復
- イ 自動販売機の維持管理に必要となる経費

4 売上金額等の確認

借受人は、各月の売上金額等を自動販売機のカウンターにより毎月 20 日以降月末までの間に確認し、その翌月 10 日までに庁舎管理課に報告すること。

5 自動販売機の維持管理

- (1) 自動販売機の設置に当たっては、耐震対策（「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準」（耐震化技術研究会策定）を遵守した転倒防止装置の設置等）を行うものとする。
- (2) 商品補充や金銭管理等の維持管理は、借受人の責任において行うこと。
- (3) 販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを、原則として自動販売機横に設置し、適切に回収及びリサイクルすること。
- (4) 賞味期限に注意する等、販売品の衛生管理を徹底すること。
- (5) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、借受人の責任において対応すること。また、自動販売機に、故障発生時等の連絡先を明記すること。

6 禁止事項

以下のことを禁止する。

- (1) 貸付物件を指定用途以外の用途で使用する
 - (2) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること
 - (3) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること
 - (4) 酒類の販売を行うこと
- ※ 落札者が、維持管理について第三者に委託すること及び自動販売機自体をリース等により設置することは、禁止しない。

7 その他

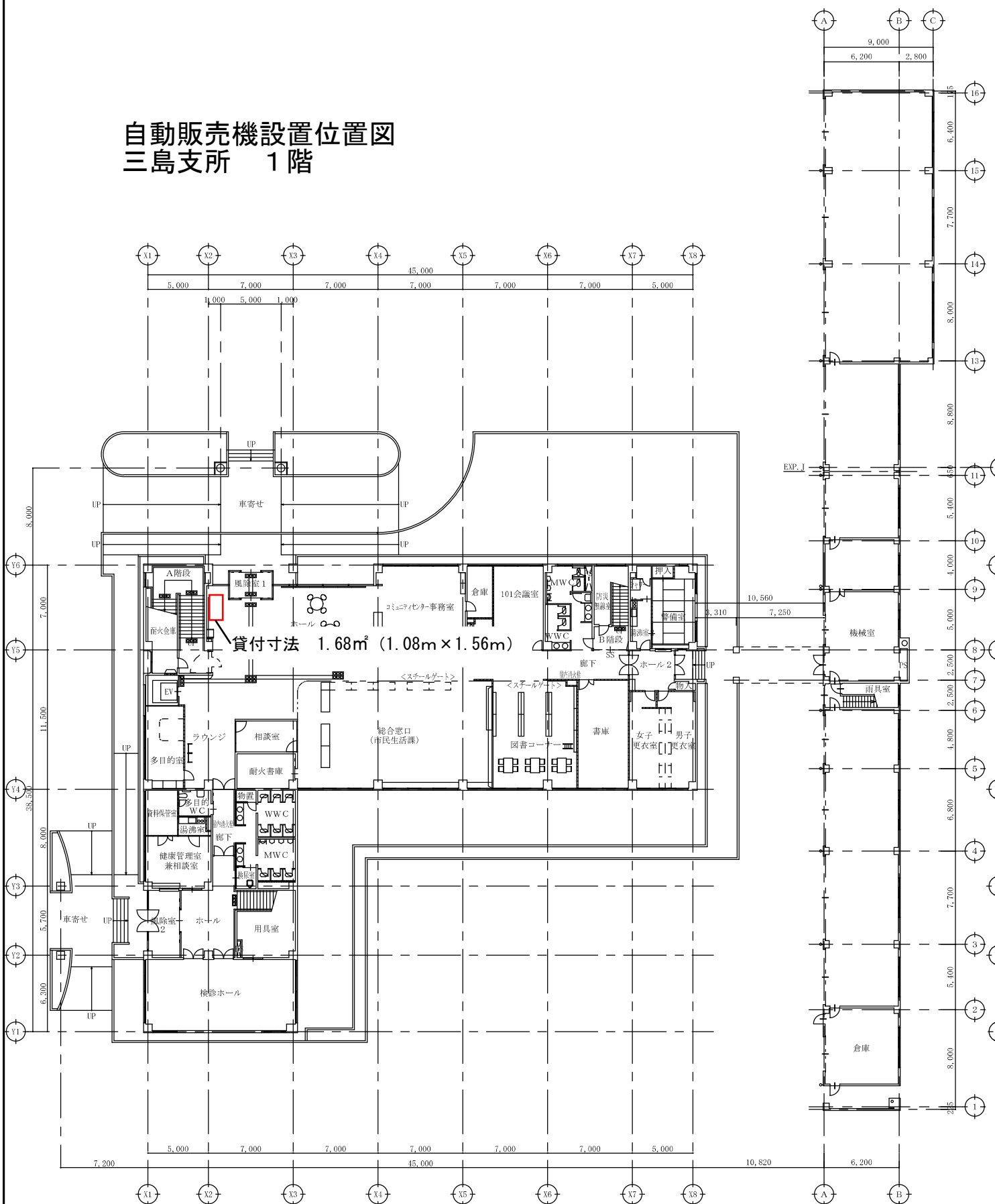
長岡市が行う事業の執行、施設管理を行う上で必要な施設の閉鎖及び停電並びに災害発生等の影響による売上げの減少については、長岡市はその責を負わない。

8 参考

令和7年度販売実績

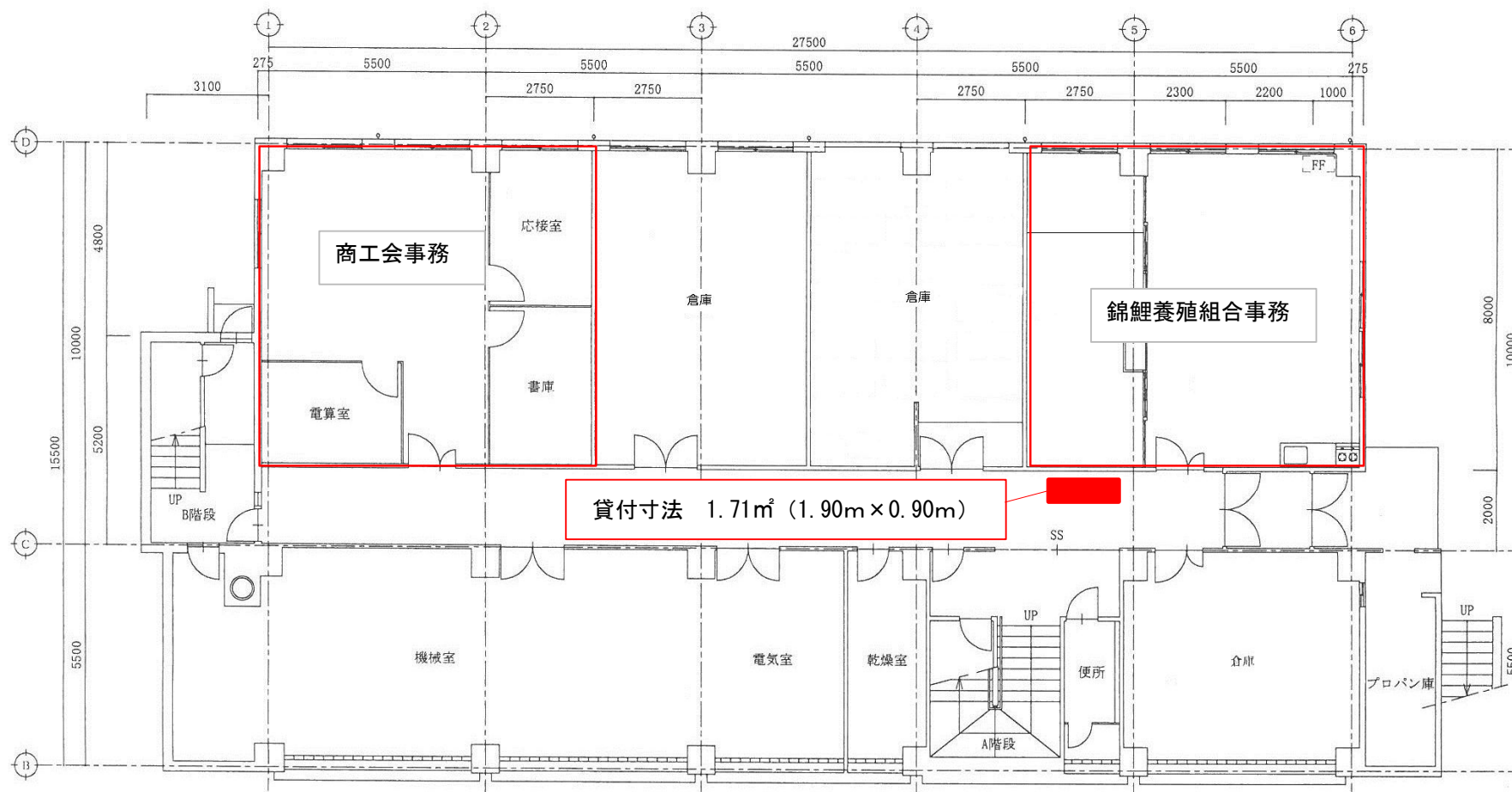
庁舎	売上本数	売上金額
大手通庁舎（6階）	約7,600本	約1,190,000円
三島支所庁舎	－	約72,000円
山古志支所庁舎	約900本	約135,000円

自動販売機設置位置図 三島支所 1階



1 階 平 面 図

車庫棟 1 階 平 面 図



自動販売機設置位置図
山古志支所庁舎 地下1階